

# 「国家安全保障会議」について (説明資料)

内閣官房 国家安全保障会議設置準備室

# 「国家安全保障会議」の設置について

総理を中心として、外交・安全保障に関する諸課題につき、戦略的観点から日常的、機動的に議論する場を創設し、政治の強力なリーダーシップにより迅速に対応できる環境を整備する。

## 1 国家安全保障会議の創設

- ◆ 内閣に「国家安全保障会議」を設置。
- ◆ 3形態の会合を設置。その中核は、「4大臣会合」(総理、官房長官、外相、防衛相を中心に、平素から機動的、実質的に審議。)
- ◆ 関係行政機関が、国家安全保障に関する資料又は情報を、会議に適時に提供。

※統合幕僚長等の関係者は議長(総理)の許可を得て会議に出席し、意見を述べる事ができる。 ※幹事と連絡官を置く。

### 4大臣会合(新規) (総理、官房長官、外相、防衛相)

- ◆ 国家安全保障に関する外交・防衛政策の司令塔。

- 平素から機動的・定例的に開催し、実質的に審議。
- 中長期的な国家安全保障戦略の策定を含め、基本的な方向性を定める。

※議長(総理)の判断により、その他の国務大臣を、必要に応じて会議に出席させることができる。  
※緊急時等やむを得ない場合においては、副大臣に職務代行させることで、柔軟な対応を可能にする。

### 9大臣会合

(総理、副総理、官房長官、総務大臣、外務大臣、財務大臣、経産大臣、国交大臣、防衛大臣、国家公安委員会委員長)

- ◆ 「安保会議」の文民統制機能維持。

- 国防の基本方針、防衛大綱、武力攻撃事態への対処等、国防に関する重要事項を審議。
- 総合的・多角的観点から審議。

### 緊急事態大臣会合(新規)

(総理、官房長官、あらかじめ内閣総理大臣により指定された国務大臣)

- ◆ 緊急事態への対処強化。

- 重大緊急事態等に関し、高度に政治的な判断を求められる重要事項等について審議。
- 事態対処につき、迅速・適切な対処に必要な措置を総理に建議。

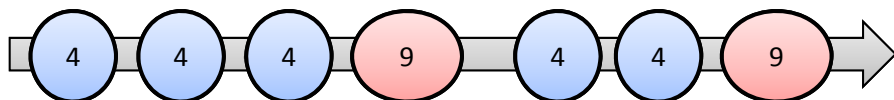
【参考】「あらかじめ内閣総理大臣により指定された国務大臣」について (イメージ)

[例1] 領海侵入・不法上陸事案  
法相、外相、国交相、防衛相、  
国家公安委員会委員長

[例2] 放射能物質テロ事案  
総務相、法相、外相、文科相、厚労相、国交相、  
環境相、防衛相、国家公安委員会委員長

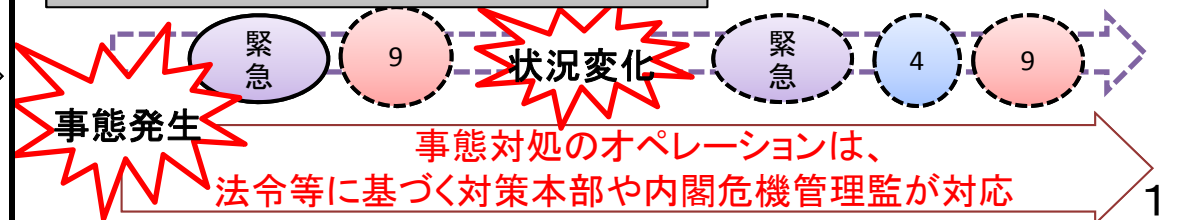
[例3] 大量避難民事案  
法相、外相、財務相、厚労相、農水相、  
国交相、防衛相、国家公安委員会委員長

### 平素における会合開催のイメージ



機動的・定例的に開催する4大臣会合を、必要に応じ9大臣会合につなげる。

### 事態対応時の会合開催のイメージ



事態対応のオペレーションは、法令等に基づく対策本部や内閣危機管理監が対応

## 2 国家安全保障担当総理補佐官の常設

◆国家安全保障に関する重要政策に関し、総理を直接補佐する立場で、会議に出席し、意見を述べることができる「国家安全保障担当補佐官」を常設。

## 3 内閣官房国家安全保障局の新設

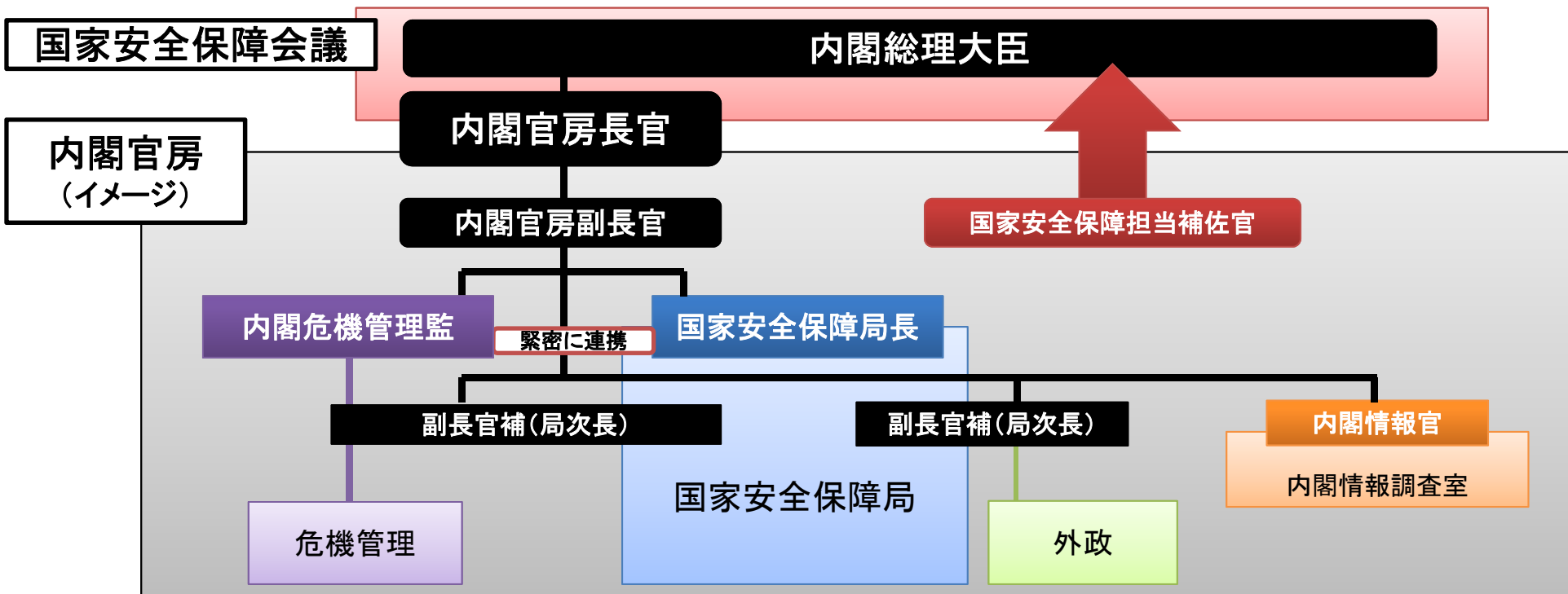
◆国家安全保障会議を恒常的にサポート。内閣官房の総合調整権限を用い、国家安全保障に関する外交・防衛政策の基本方針・重要事項の企画立案・総合調整に専従。

◆緊急事態への対処に当たり、国家安全保障に関する外交・防衛政策の観点から必要な提言を実施。  
(事態対処のオペレーションは、危機管理の専門家たる内閣危機管理監等が引き続き担当。)

◆情報コミュニティに対し、適切な形で情報を発注。また、会議に提供された情報を、政策立案等のために活用  
(情報の「総合整理」機能)。

◆国家安全保障局長と内閣危機管理監は、平素から緊密に連携。

◆スタッフには、自衛官、民間等からの登用も検討。



## 「国家安全保障会議設置法」

(安全保障会議設置法の一部改正)

### ◆ 内閣に「国家安全保障会議」を設置

### ◆ 審議形態の拡充<sup>(注)</sup>

- ① 総理、官房長官、外務大臣、防衛大臣による審議
  - ・国家安全保障に関する外交政策・防衛政策の基本方針等を審議。
- ② 総理、官房長官、あらかじめ指定された大臣による審議
  - ・重大緊急事態における重要事項を審議
- ③ 各種事態に際して、総理に建議することが可能。

### ◆ 会議に資する資料・情報

- ・関係行政機関の長は資料・情報を適時に会議に提供。
- ・会議は関係行政機関の長に、資料等の提供を求めることができる。

### ◆ 守秘義務の徹底

- ・議長又は議員(それらの経験者含む。)に加え代理出席する副大臣、関係者、事態対処専門委員会委員長にも守秘義務。

### ◆ 関係者の出席

- ・官房副長官、国家安全保障担当総理補佐官の出席、意見陳述可能。
- ・統幕長等の関係者は議長の許可を得て出席、意見陳述可能。

### ◆ 幹事の設置

- ・関係行政機関等に幹事を置き、議長及び議員を補佐。

### ◆ 会議の事務

- ・内閣官房に設置する国家安全保障局が処理。

## 内閣法等の一部改正

### ◆ 国家安全保障担当総理補佐官の常設

- ・総理補佐官から国家安全保障担当を指定。

### ◆ 内閣官房に国家安全保障局を設置

- ・国家安全保障に関する外交・防衛政策の基本方針等に関する事務、会議の事務、これら事務に係る情報の総合整理を所掌。
- ・国家安全保障局長を置き、内閣危機管理監と同格の特別職公務員とする。
- ・国家安全保障局次長を2名置き、内閣官房副長官補を充てる。

公布日施行。ただし、内閣法等の一部改正については公布日から6か月以内の政令で定める日から施行。

(注) これまでの審議(総理、副総理、官房長官、外務大臣、総務大臣、財務大臣、経産大臣、国交大臣、防衛大臣、国家公安委員会委員長)は引き続き維持。